

## 社会福祉法人 大村市社会福祉協議会 ソーシャルワーク実習実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大村市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が社会福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習（以下「実習」という。）について、実習生の受入基準、手続き、服務、その他必要な事項を定めるものとする。

### (実習の目的)

第2条 本実習は「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律 30 号）」及びその他関係法令等に基づき、これからの社会福祉を担う学生に対し、社会福祉専門職に求められる姿勢、態度及びソーシャルワーク技術を身につける実地指導の場を提供することで、地域の福祉人材の育成に取り組むとともに、本会が行う福祉サービスの向上及び本会職員の育成に役立てることを目的とする。

### (実習受入体制)

第3条 実習受入は本会全職員が受入目的を理解し受入に協力するものとし、実習受入体制を以下のとおりとする。

- 2 実習受入責任者は事務局長とし、本会が行う実習を総括するものとする。
- 3 実習指導責任者は事務局次長とし、本会が行う実習の指導内容を総括するものとする。
- 4 実習受入担当者は総務班副班長とし、実習受入の窓口となり、実習依頼機関との契約締結や連携等に関わる実務の遂行及び実習報告会を開催する。
- 5 実習指導者は、本会に勤務し、かつ社会福祉士実習指導者の要件を満たす職員とし、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 実習受入の予定調整に関わる実務
  - (2) 実習基本プログラムの作成
  - (3) 実習生への実習に関わる事前説明の実施
  - (4) 実習生に関わる実習指導の遂行
  - (5) 業務指導担当者に対する指導と実習内容の確認
  - (6) その他実習に関すること
- 6 業務指導担当者は、必要に応じて各班長が当該所属職員から調整・指名し、実習が効果的に行われるよう努めるものとする。

### (実習検討委員会)

第4条 実習受入及び実習プログラムを適切に遂行するために、実習検討委員会を設置する。

- 2 実習検討委員会の役割は、次のとおりとする。
  - (1) 実習受入計画（案）の確認

- (2) 実習依頼機関の決定
- (3) 実習プログラムの承認
- (4) 実習受入実績の報告及び評価

(委託契約の締結)

第5条 実習生の受入にあたり、本会と実習依頼機関とは、委託契約を締結するものとする。

(実習生等の個人情報保護)

第6条 実習受入責任者は実習生の受入にあたって実習等により知り得た利用者等の個人情報、法人情報を他に漏らさない旨の誓約書の提出を求めることができるものとする。

(実習生の受入基準、実習期間及び人数)

第7条 実習生は、大学等の教育機関（以下「教育機関」という。）に在籍する学生とし、次のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 学生本人が大村市内（以下「市内」という。）在住者もしくは実家が市内である者
- (2) 県内に所在する教育機関に在籍する者

2 実習生の受入期間は8月1日から10月31日までの期間とする。

3 実習生の受入人数は、前項に規定する期間の範囲で設定する実習受入期間において2名以内とする。

(受入の依頼及び決定)

第8条 実習依頼機関は、実習を予定する前年度の10月から11月末までに、本会会長に対し文書により実習生受入を依頼するものとする。

2 前項に規定する依頼は、実習受入担当者を通して行うものとする。

3 実習受入の決定については、各実習依頼機関の申し込み人数を勘案し、実習生の受入人数を調整のうえ決定し、各実習依頼機関に通知するものとする。

(実習指導料)

第9条 実習指導料は、実習依頼機関の基準額を準用し、実習生個人からの申し出は一切受け付けないものとする。

2 実習中に要する費用（交通費、食費等）については、実習生が負担するものとする。

(報酬等)

第10条 本会は、実習生に対し、賃金、報酬及び手当は支給しないものとする。

(サービス)

第 11 条 実習生は、実習にあたり、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 実習生は、本会の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 実習生は、実習期間中に知り得た利用者等の個人情報、法人情報を他に漏らしてはならない。実習終了後についても同様とする。
- (3) 実習生は、本会職員の指示に従わなければならない。

(利用者の権利擁護)

第 12 条 本会は、利用者に対する権利侵害が行われないう、実習生を指導するものとする。

- 2 実習生は、本会職員による利用者への権利侵害と認められる事例を発見した場合、速やかに、実習受入責任者、実習指導責任者、実習指導者若しくは業務指導担当者又は実習依頼機関に報告するものとする。
- 3 本会は、実習生又は実習依頼機関より前項に係る事例の報告を受けた場合、速やかに事実確認をし、その結果を報告者に説明するものとする。
- 4 本会は、前項による事実確認の結果、本会職員による権利侵害が認められた場合、本会規程及び法令等に則り、速やかに当該状態を解消するものとする。
- 5 本会は、第 2 項による報告を行った実習生に対し、不利益な取り扱いをしないものとする。

(実習生の権利擁護)

第 13 条 本会は、実習生に対する権利侵害がないよう、配慮しなければならない。

- 2 実習生は、本会職員又は実習に協力する者から権利侵害を受けた場合、速やかに、実習受入責任者又は実習依頼機関に報告するものとする。
- 3 前条第 3 項から第 5 項までの規定は、実習生が受けた権利侵害について準用するものとする。この場合において前条第 4 項中「本会職員」とあるのは「本会職員及び実習に協力する者」と読み替えるものとする。

(実習の中止)

第 14 条 本会は、第 11 条に違反し又は実習生としてふさわしくない行為があった場合について、実習依頼機関と協議の上、実習を中止することができるものとする。

(事故責任等)

第 15 条 実習生が故意又は過失を問わず本会又は第三者に損害を与えた場合、本会は実習依頼機関に対して賠償を請求できるものとする。

- 2 実習依頼機関は、実習中の事故に備え、保険加入等の措置を講じたうえで、第 8 条第 1 項による依頼を行うものとする。

(実習の証明)

第 16 条 本会は、実習依頼機関から求められた場合、実習生の実習期間・実習内容等について、本会の個人情報保護に関する諸規程に反しない範囲で証明するものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は、協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。